

千葉市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により千葉市職員措置請求（19千監（住）第4号）の監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、次のとおり公表します。

平成20年2月18日

千葉市監査委員	古川 光 一
同	大 島 有紀子
同	上村井 真知子
同	石 井 茂 隆

19千総総第264号
平成20年2月15日

千葉市監査委員 古川 光一 様
同 大島 有紀子 様
同 上村井 真知子 様
同 石井 茂隆 様

千葉市長 鶴岡 啓一

千葉市職員措置請求に係る勧告に基づき講じた措置について（通知）

平成19年12月20日付け19千監第119号にて勧告のありました標記の件について、地方自治法第242条第9項の規定により下記のとおり必要な措置を講じましたので、同項の規定により通知します。

記

1 損害賠償請求

次のとおり損害賠償請求を行った。

(1) 請求日

平成19年12月27日

(2) 請求内容

ア 請求の相手方

株式会社市原組

杉山不動産開発株式会社の清算人であった者

イ 請求金額（損害賠償金）

62,491,657円

[内訳] 損害賠償金 46,447,377円

遅延損害金 16,044,280円(ウの納付期限日に支払った場合)

ウ 納付期限

平成20年1月15日

2 催告

上記1の損害賠償請求に対し、納付期限までに支払いがなされなかったため、平成20年2月1日、請求の相手方に対し、損害賠償金を速やかに支払うよう、催告書を送付した。